（令和8年5月7日　環境省報道発表資料より）

第10次水質総量削減の在り方について（諮問）

参考資料1-5

環境省

■ 水質総量削減制度の対象水域においては、水質汚濁を防止し、水質環境基準を確保するため、ＣＯＤ、窒素及びりんに係る汚濁負荷削減に取り組んでいるところ、現状を踏まえて、第10次水質総量削減の在り方について中央環境審議会の意見を求めるもの。

■ 令和6年10月に諮問し、同年12月から水質総量削減専門委員会における審議を開始。令和8年1月に委員会報告を取りまとめた。

諮問理由

現状

- 対象水域の水質は全体として一定程度改善してきているものの、引き続き以下のような課題がある。
  - ・水質汚濁が課題となる海域が依然として存在
  - ・夏期の高温期を中心に貧酸素水塊の発生等
- 一方で、栄養塩類濃度が低いことによる生態系や水産資源への影響に対する懸念。
- このため、指定水域全体の水質を対象とした汚濁負荷の総量規制から、よりきめ細かな海域の状況に応じた水環境管理への移行の必要性が指摘。
- 瀬戸内海では令和3年6月に瀬戸法を改正し、栄養塩類管理制度を創設。

現状を踏まえ、

総合的な水環境改善対策を推進するため、第10次水質総量削減の在り方について諮問

第10次水質総量削減の在り方
－総量削減から総量管理への転換－（総量削減専門委員会報告）

環境省

水質総量削減制度（現状）

閉鎖性海域*に流入する**汚濁負荷量の総量を削減**する制度。化学的酸素要求量(COD)と栄養塩類（窒素、りん）が対象。

現状と課題

- ９次にわたる水質総量削減の取組により**水質は全体的に改善**
- 近年では、一部地域で**栄養塩類の不足等による水産資源への影響**が指摘
- 一方、**貧酸素水塊の拡大等、水環境保全上の課題**が依然として存在

▶ 海域ごとの**きめ細やかな水環境管理**が必要

削減一辺倒から**きめ細やかな水環境管理**へ

＊一般排水基準のみでは環境基準達成が困難な東京湾、伊勢湾、瀬戸内海が対象

水質総量管理制度（今後）

① 栄養塩類の供給を可能とする **栄養塩類管理制度** **を導入**

・環境悪化の恐れがなく、地域ニーズがある場合、栄養塩類管理計画の策定による**栄養塩類の増加措置**を可能とし、当該措置の実施者には**総量規制基準を適用除外**
　→水質予測システムを活用した事前評価や目標を設定
・事後モニタリングの結果に応じて計画を見直すなど、**順応的管理の仕組みを徹底**

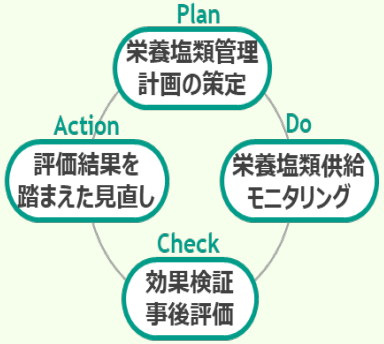

② 総量削減制度の**基本的な枠組は維持**

・国は**「総量管理基本方針」を策定**　・都府県は同方針に基づき**「総量管理計画」を策定**
・同方針と同計画において、**管理目標量を設定**

▶ 水質が悪化しないよう、汚濁負荷量の総量を管理

その他の水環境管理に係る対策

- 藻場・干潟の保全・再生・創出や底質の改善等の実施

➡ これらの施策により、**総合的な水環境管理** を通じて **きれいで豊かな海の実現** を目指す

総量削減目標量の現状と今後

環境省

水質総量削減制度（現状）	都府県別の削減目標量 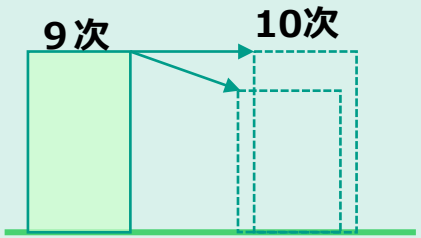 	[目標設定] • 原則、削減目標量は概ね維持または削減 [総量規制基準*の適用] • 排水量が**50 m³/日以上の特定事業場**はCOD、窒素、りんについて総量規制基準を**遵守** * 総量規制基準＝排水濃度 × 排水量
水質総量管理制度（今後）	都府県別の管理目標量 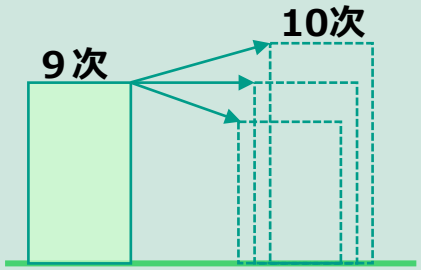 	[目標設定] • 海域の状況等に応じて、管理目標量は増加、維持または削減 ※増加させる場合は、実現可能性を考慮の上、水環境保全上の支障がない範囲で実施 [総量規制基準の適用] • 環境悪化の恐れがなく、地域ニーズがある場合、栄養塩類管理計画の策定による**栄養塩類の増加措置**を可能とし、当該措置の実施者には**総量規制基準を適用除外**

今後の課題

■ 答申案において、以下の課題について関係機関及び関係者が連携して取り組むべきとされた。

第10次水質総量削減（総量管理）の実施において対応すべき課題

制度の運用

- ✓ **栄養塩類管理実施上の支障に係る対応**
- ✓ **順応的管理*1のための事前評価に係る支援**
  →国が汎用的なモデルを構築、自治体へ提供

モニタリングの充実

- ✓ **適切な評価指標やモニタリング手法の検討**
  →栄養塩類管理に伴う生物の多様性及び生産性への影響を把握

調査・研究の実施

- ✓ **汚濁負荷量把握の精度向上**
  →汚濁負荷量の推計に用いる発生原単位*2の見直し、下水道の改善に伴う負荷削減効果の把握等
- ✓ **水質予測モデルの精緻化や新たなツールの活用**
  →モニタリングの高度化、予測結果の可視化により、改善方策の検討や関係主体の合意形成を促進

第11次水質総量管理制度以降の検討の中で対応すべき課題

「総量管理計画」の達成評価に向けた対応

- ✓ **生物の多様性及び生産性の状況把握と「総量管理計画」における評価**

調査・研究の推進

- ✓ **生態系のメカニズム解明等**
- ✓ **栄養塩類増加措置による底層DO*3への影響把握等**
- ✓ **陸域負荷以外の水質への影響要因に関する検討**

＊1　不確実性を伴う対象（生態系管理など）を取り扱うため、当初の予測が外れる事態が起こり得ることを予め考慮し、モニタリング結果に合わせて取るべき対応を変える管理手法

＊2　農地等の排出源（面源）からの単位面積当たりの推定汚濁負荷量

＊3　底層付近の溶存酸素の量であり、底層DOが低下すると底生生物のへい死や青潮などが起こるほか、底質からの金属溶出などによる水道着色などを引き起こす

中央環境審議会　水環境・土壌農薬部会
総量削減専門委員会 委員名簿

委員長	古米　弘明	中央大学研究開発機構　機構教授
臨時委員	大久保　規子	大阪大学大学院法学研究科　教授
臨時委員	田中　宏明	京都大学　名誉教授 信州大学工学部　特任教授
臨時委員	西嶋　渉	広島大学　環境安全センター長・教授
臨時委員	三浦　秀樹	全国漁業協同組合連合会　常務理事
専門委員	大野　香代	一般社団法人産業環境管理協会 国際協力・技術センター所長
専門委員	岡田　知也	国土交通省国土技術政策総合研究所　港湾・沿岸海洋研究部 海洋環境・危機管理研究室長
専門委員	小川　文章 （第6回～第8回）	国土交通省国土技術政策総合研究所　上下水道研究部長
専門委員	小川　浩	常葉大学　名誉教授
専門委員	風間　眞理	東京湾の環境をよくするために行動する会　会員
専門委員	黒木　洋明	国立研究開発法人水産研究・教育機構　水産資源研究所 社会・生態系システム部長
専門委員	三宮　武 （第1回～第5回）	国土交通省国土技術政策総合研究所　上下水道研究部長
専門委員	珠坪　一晃	国立研究開発法人国立環境研究所　地域環境保全領域 領域長
専門委員	東　博紀	国立研究開発法人国立環境研究所　地域環境保全領域 海域環境研究室　上級主幹研究員
専門委員	古川　隆	一般社団法人日本経済団体連合会 環境管理ワーキング・グループ座長
専門委員	山口　敦子	長崎大学総合生産科学域（水産科学領域）　教授
専門委員	横田　久里子	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系　准教授
専門委員	和木　美代子	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 九州沖縄農業研究センター　暖地畜産研究領域 肉用牛生産グループ　上級研究員

（五十音順、敬称略）

審議経過

令和６年 10 月 30 日～令和６年 11 月５日
中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（第 15 回）　書面開催
（議題）
総量削減専門委員会の設置について

令和６年 12 月 24 日　中央環境審議会水環境・土壌農薬部会総量削減専門委員会（第１回）
（議題）
- 第 10 次水質総量削減の在り方に関する諮問について
- 水質総量削減制度の概要と検討の進め方について
- 水環境の現状等について

令和７年２月 12 日　中央環境審議会水環境・土壌農薬部会総量削減専門委員会（第２回）
（議題）
- 水質総量削減制度に係る取組の実施状況について（関係省庁からのヒアリング）

【関係省庁】
- 国土交通省大臣官房参事官（上下水道技術）付
- 環境再生・資源循環局（浄化槽推進室）
- 農林水産省農村振興局
- 農林水産省農産局
- 農林水産省畜産局
- 水産庁
- 国土交通省港湾局
- 環境省水・大気環境局（海域環境管理室）

令和７年３月 14 日　中央環境審議会水環境・土壌農薬部会総量削減専門委員会（第３回）
（議題）
- 水質総量削減制度に係る取組の実施状況について（関係団体からのヒアリング）

【産業界】
- 三重県漁業協同組合連合会
- 兵庫県漁業協同組合連合会

【関係都府県】
- 大阪府
- 兵庫県
- 香川県

【環境団体】
- ＮＰＯ法人　海辺つくり研究会
- 矢作川沿岸水質保全対策協議会

令和７年４月 24 日　　中央環境審議会水環境・土壌農薬部会総量削減専門委員会（第４回）
（議題）
・　水質総量削減制度に係る取組の実施状況について（関係団体からのヒアリング）
【産業界】
➢　（一社）日本化学工業協会
➢　（一社）日本鉄鋼連盟
➢　日本製紙連合会
【関係都府県】
➢　東京都
➢　千葉県
➢　愛知県
➢　三重県

令和７年６月９日　　中央環境審議会水環境・土壌農薬部会総量削減専門委員会（第５回）
（議題）
・　指定水域の水質汚濁メカニズムについて
・　海域における生物の多様性及び生産性に影響を及ぼす要因について
・　水質将来予測について
・　汚濁負荷削減対策等の実施状況について

令和７年９月２日　　中央環境審議会水環境・土壌農薬部会総量削減専門委員会（第６回）
（議題）
・　第 10 次水質総量削減の在り方について（構成案及び骨子案）

令和７年 11 月７日　　中央環境審議会水環境・土壌農薬部会総量削減専門委員会（第７回）
（議題）
・　第 10 次水質総量削減の在り方について

令和７年 11 月 20 日～12 月５日　　委員会報告案に対するパブリックコメントを実施

令和８年１月 14 日　　中央環境審議会水環境・土壌農薬部会総量削減専門委員会（第８回）
（議題）
・　第 10 次水質総量削減の在り方について（委員会報告の取りまとめ）

諮　問　第　６２２　号
環水大海発第 2410232 号
令和６年 10 月 23 日

中央環境審議会
　会長　高村　ゆかり　殿

環　境　大　臣
浅　尾　慶一郎
（公印省略）

第 10 次水質総量削減の在り方について（諮問）

環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 41 条第２項第２号の規定に基づき、第 10 次水質総量削減の在り方について、貴審議会の意見を求める。

［諮問理由］

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（以下「指定水域」という。）においては、水質汚濁を防止し、当該海域の水質環境基準を確保するため、水質汚濁防止法第４条の２第１項の規定により環境大臣が策定した第９次総量削減基本方針に基づき、令和６年度を目標年度として、ＣＯＤ、窒素及びりんに係る汚濁負荷の総量削減に取り組んでいるところである。

この結果、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少し、水質は全体として一定程度改善してきているものの、水質汚濁が課題となっている海域が依然として存在しているとともに、夏期の高温期を中心に貧酸素水塊の発生等も課題となっている。

一方、栄養塩類濃度が低いことによる生態系や水産資源への影響を懸念する声があり、「第９次水質総量削減の在り方について（令和３年３月中央環境審議会答申）」においては、「現行の指定水域全体の水質を対象とした汚濁負荷の総量規制から、よりきめ細かな海域の状況に応じた水環境管理への移行が必要」との指摘がなされたところである。

なお、指定水域のうち、瀬戸内海においては、令和３年６月に瀬戸内海環境保全特別措置法を改正し、生物多様性及び生物生産性の観点から、特定の海域ごとに栄養塩類のきめ細かな管理を行うことができるよう、関係府県知事が栄養塩類の管理に関する計画を策定できる制度（栄養塩類管理制度）を創設している。

このような状況を踏まえ、指定水域における総合的な水環境改善対策を推進するため、第 10 次水質総量削減の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第１３４６号
令和６年10月24日

中央環境審議会　水環境・土壌農薬部会
部会長　古米弘明　殿

中央環境審議会
会長　高村　ゆかり
（公印省略）

第10次水質総量削減の在り方について（付議）

令和６年10月23日付け諮問第６２２号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第５条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。